

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 <u>令和3年12月20日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006。以下「約款」という。）第6条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 <u>令和3年11月30日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006。以下「約款」という。）第6条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) 下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任じない。ただし、⑦に該当する輸出契約又は⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等に係る輸出契約等であって、契約金額が15億円以上のもの</p> <p>⑥ 水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等に係る輸出契約等であって、契約金額が15億円超のもの</p> <p>⑦～⑭ (略)</p> <p><u>⑮ 石炭火力発電において用いられる貨物等に係る輸出契約等</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) 下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任じない。ただし、⑦に該当する輸出契約又は⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が15億円以上のもの</p> <p>⑥ 水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が15億円超のもの</p> <p>⑦～⑭ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	
<p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 [抄]</p>	<p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 [抄]</p>	

新	旧	備考
附 則 <u>〔令和3年12月20日〕</u> この改正は、 <u>令和4年1月1日</u> から実施する。	附 則 <u>〔令和3年11月30日〕</u> この改正は、 <u>令和3年12月7日</u> から実施する。	
[別紙1] ~ [別紙2] (略)	[別紙1] ~ [別紙2] (略)	
[別表] (略)	[別表] (略)	